

VI その他

1. 個人情報の取扱いについて	88
2. 「こども性暴力防止法」の施行を見据えた学外実習 参加等に関するお知らせ	89
3. 「鹿屋体育大学アスリート憲章」について	90
4. お問い合わせ先一覧	91

1. 個人情報の取扱いについて

鹿屋体育大学（以下「本学」という）では、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則」に基づき、下記のとおり業務遂行に係る学生等の個人情報の適切な取得・利用・管理を行います。

【利用目的】

本学は、個人情報の取扱いについて組織的安全管理措置を講じるとともに、個人データを含む業務について、当該業務の遂行のために必要な範囲で委託する委託業務先における取扱いについても定期的に確認します。

取得した個人情報は、漏えい、流出、不正使用等が生じないよう必要な措置を講じ、厳正に対応いたします。

なお、以下に掲げる利用目的のほか、個人情報の取得時に、別途利用目的等についてご案内をする場合がありますので、ご了承ください。

- ① 本学の学生としての登録、学籍管理、学生証作成・発行、履修・成績管理
- ② 学内情報ネットワークシステム、附属図書館等本学研究教育施設の利用及び利用管理、提供サービスに係る連絡
- ③ 授業・履修・キャリア支援・卒業等に関する重要な各種通知・連絡・掲示
- ④ 授業・試験等の円滑な運営
- ⑤ 学生の安全衛生管理・学生相談・カウンセリング対応
- ⑥ 学生生活・課外活動支援、保険加入業務、遺失物連絡
- ⑦ 入学料及び授業料管理、各種奨学金管理・奨学事業を行う団体への必要情報の提供
- ⑧ 本学からご家族等連絡先への学業・生活支援に係る相談及び情報提供
- ⑨ 学生宿舎入居者管理
- ⑩ 授業料・寄宿料の債権管理、納入・引落しの連絡、未納の場合の督促連絡
- ⑪ 学生・学術交流協定等による国内協定校への派遣・海外派遣留学・海外語学研修に関する支援及び派遣先・留学先・研修先への必要情報の提供
- ⑫ 各種証明書及び学位記の発行業務
- ⑬ 本学との間で雇用関係が発生した場合の人事管理、労務管理業務
- ⑭ 災害発生時の緊急連絡
- ⑮ 競技力向上及び教育研究の改善・推進等に関する調査等
- ⑯ 学術研究・知的財産・産学連携に関する調査等
- ⑰ 施設利用管理・防犯カメラの映像情報管理
- ⑱ 本学が行う広報活動に係る記事・画像・動画等作成業務
- ⑲ 広報物発送業務
- ⑳ 鹿屋体育大学同窓会活動及び体育会活動との必要情報提供業務
- ㉑ 各種点検・調査、認証評価等、国、行政及びその他団体等からの調査業務
- ㉒ 上記のほか、本学の管理・運営にかかる業務において必要な業務

また、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団から要請があった場合は、安全確保の措置を講じたうえで、本学が保有する個人情報を当該組織の業務に必要な最小限の範囲で提供することができます。

（参考）鹿屋体育大学個人情報保護に関する制度

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/disclosure/privacy-policy/>

お問い合わせ先	鹿屋体育大学 学生課 学生企画係 電話 0994-46-4882
---------	-------------------------------------

2. 「こども性暴力防止法」の施行を見据えた学外実習参加等に関するお知らせ

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」という。)が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。

この法律は、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。本法の施行により、学外実習等に参加する学生の皆さんにも影響が生じることから、以下の点をお知らせいたします。

1. 学校等での実習及び、児童等と接する諸活動前の犯罪事実確認について

「こども性暴力防止法」の施行以降、学校等での実習及び、児童等と接する諸活動を行う前に、法に基づき「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。特定性犯罪前科が確認された場合、実習及び諸活動への参加は認められません。

2. 卒業要件に含まれる学外実習が行えない場合について

特定性犯罪前科が確認され、卒業要件に含まれる学外実習に参加できない場合には、卒業要件を満たさず卒業できない可能性があります。

3. 教育実習が行えない場合について

特定性犯罪前科が確認され、教育実習が行えない場合、教育職員免許状の取得要件を満たさず、教員職員免許状を取得できない可能性があります。

4. 入学後の対応について

本学では、入学後、全学生を対象に、「同意書（犯罪事実確認に関する同意）」及び「誓約書（特定性犯罪前科がない旨の誓約）」の提出へのご協力を依頼する予定です。提出いただけない場合は、学外実習および教育実習へ参加できなくなります。

なお、これらの提出書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

参考：制度の詳細はこちらをご覧ください。

●こども家庭庁HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

<本件に関する問い合わせ先>
鹿屋体育大学
教務課キャリア支援係
TEL:0994-46-4866

3. 「鹿屋体育大学アスリート憲章」について

鹿屋体育大学は、全国でただ一つの国立4年制体育大学であり、スポーツ・武道の実践を通じて、開学から今日に至るまで創造性とバイタリティに富む人材を輩出してきました。

また今日のスポーツ活動は多岐にわたり「する」だけではなく、「みる」、「ささえる」ことも大変重要となっています。

そこで本学の創設の理念を継承・発展させ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施するため、すべてのアスリートのモデルとなるべく、「鹿屋体育大学アスリート憲章」を制定します。

鹿屋体育大学アスリート憲章

1. 一人ひとりが自律し、人格の形成に努めること
2. インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を持って行動すること
3. 社会規範（ルール）を遵守し、高いプライドを持って行動すること
4. フェアプレイ精神を日常生活においても保持し実践すること
5. スポーツの楽しさを基本に、「する」「みる」「ささえる」活動を実践すること
6. スポーツの実践と科学的理論を融合し、自己研鑽に努めること
7. 地域社会と連携・協力し、スポーツを通じて地域の発展に貢献すること
8. グローバルな視野に基づき発言し行動すること

(参考) アスリート憲章（リンク）

<https://www.nifs-k.ac.jp/aboutus/overview/athlete-charter/>

4. お問い合わせ先一覧

入学手続のほか、入学までの準備のこと、大学生活のことで入学前に聞きたいことなど、分からないことがありますたら、何でもお尋ねください。皆さんのがスムーズに入学できるよう、分かりやすく丁寧にお答えします。

事項等	担当係	連絡先
➤ 入学手続全般 ➤ 入学手続書類 ➤ 入学辞退 ➤ どこに尋ねたらよいか分からぬとき	教務課 入試係	0994-46-4869 nyushi@nifs-k.ac.jp
➤ 授業料の納付（口座振替）	経営戦略課 出納係	0994-46-4840 suitou@nifs-k.ac.jp
➤ 入学料の免除・徴収猶予 ➤ 授業料の免除 ➤ 学生宿舎	学生課 生活支援係	0994-46-4888 gaku-s3@nifs-k.ac.jp
➤ 諸経費の納付 ➤ 4月上旬の行事	学生課 学生企画係	0994-46-4882 gakusei@nifs-k.ac.jp
➤ 授業（学部）	教務課 教育支援係	0994-46-4865 kyoumu1@nifs-k.ac.jp
➤ 授業（大学院）	教務課 教育企画係	0994-46-4861 kyoumu-s@nifs-k.ac.jp
➤ 課外活動（部活動）	学生課 スポーツ支援係	0994-46-4890 sports@nifs-k.ac.jp